

NO.467

平成 29 年度  
人権ポスター優秀賞作品



# 人権さんだ



上野台中学校 3年  
上田 幸歩さん

人権さんだは、みなさんに人権に関する気づきや情報などをお届けします。新たな発見や共感したことなどを含めてご意見、ご感想を人権推進課までお寄せください。問い合わせ＝市民生活部市民文化室人権推進課 (559-5148 FAX 563-7776 eメールアドレス jinken\_u@city.sanda.lg.jp)

## 「部落差別解消推進法」の成立から 1 年

～意義とこれからの取り組みについて～

### 法律の内容

「部落差別解消推進法」は、全部で6条までしかない短い法律ですが、内容はとても大切なことが書かれています。その内容を紹介します。

#### 第1条

ではこの法律の目的が書かれています。「現在もなお部落差別が存在する」と国が認め、「日本国憲法の理念(※4)にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」と明言しています。

#### 第2条

では基本理念として「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」とことよって、「部落差別のない社会を実現する」ことを中心として行わなければならないとしています。

#### 第3条

では国および地方公共団体の責務を定めており、国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」としています。

この法律を推進していくにあたり、国民が部落差別を解消する必要性の理解を深めるように努めながら、地域社会の実情を踏まえ、適正かつ丁寧な運用に努めていくことが求められています。

※4 日本国憲法の理念に、基本的人権の尊重があります。11条では、国民に保障する基本的人権は、侵害することのできない永久の権利であること。13条では、個人として尊重され、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とすること。14条では、法の下に平等であって差別されないこととされています。

#### 第4条

では相談体制の充実を定めています。国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための相談体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」としています。

#### 第5条

では教育および啓発の推進を定めています。国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」としています。

#### 第6条

では部落差別の実態に係る調査について書かれています。国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

「部落差別解消推進法(※1)」をご存じですか。平成28年12月16日に施行されました。部落差別とは、ある地域に住んだことがあったり、住んでいることを理由に、差別を受ける人権問題です。なんとも筋の通らないおかしい問題です。  
※1「部落差別の解消の推進に関する法律」の略称

### 三田市での出来事

市でも、過去にいくつかの事件がありました。特に平成19年12月11日に起こった差別ビラ事件は、忘れてはならない事件です。市内のある公

共施設の玄関前に差別ビラが置かれた事件です。部落差別をはじめ外国人や障がいのある人への差別感情をむき出しにしたものでした。また、平成23年には、横浜市の司法書士や元弁護士が戸籍謄本などを不正に取得する事件がございました。市でも4件の請求がありました。裁判の中で逮捕者は、不正に取得された戸籍謄本などの8割から9割が身元調査や浮気調査に使われたと言っています。このように、事件になった例もありますが、ほとんどは公になることなく、水面下で発生しており、現在でも転居などの際に、いわゆる被差別地区かどうかの問い

合わせなどがあり、差別が残っています。

### 法律ができた経緯

昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、そこから33年間、国と地方公共団体が一体となっていろいろな分野で対策事業に取り組みました。その結果、環境改善は進み、平成14年(2002年)3月をもって対策事業は終了しました。(※2)しかし、心理的な差別は、解消されたとはいえない状況です。心理的な差別が残っていることが

### 目標に向かって

この法律は、理念法と言われ、部落差別のない社会を実現するという目標を定めています。具体的な規則や罰則は、特に定めていません。つまり、この法律に実効性を持たせるには、市民一人一人が一丸となつて、部落差別をはじめ他の差別もない「人権が尊重されるまちづくり」を推進していくことが重要となります。  
市では、これまで取り組んできた同和教育の成果を基盤として、さらに相談体制の充実や、教育および啓発に取り組むとともに、インターネット上での差別書き込みなど新たな課題への対応も進めていきます。  
※2 市では、特別対策が終了しても「部落差別がある限り対策は続ける」とし、一般施策として差別の解消のために教育や啓発などの事業を続けてきました。  
※3 「全国部落調査」は、1936年3月に財団法人中央融和事業協会が作成したもので、全国5,360以上の被差別部落の地名、世帯数、人口、職業などがリスト化されており、復刻版では、現在の地名も掲載していると宣伝しました。(現在は、出版禁止の仮処分が決定)

